

と金ネットワーク 会則

(目的)

第1条 神奈川県海老名市を中心に将棋を愛する人の集まりとし、会員相互の棋力の向上と親睦を図る。

(名称及び事務局)

第2条 この会は、「と金ネットワーク」と称し、連絡先を別表1とする。

(構成)

第3条 この会は、第1条の目的に賛同する個人をもって構成する。

(会員資格及び会費)

第4条 この会の会員資格は、特に年齢や性別を問わない。ただし、例会への参加が1年以上無い場合、または、会員から脱退の届け出があった場合に喪失する。

運営費は、入会金、参加費及び寄付金等とする。

入会金と参加費の金額等は、別表2による。

(運営及び事業)

第5条 この会の運営は、第1条の目的を達成するため幹事会の合議を経て行い、自主的に次の事業を行う。

- ① 将棋の例会と平日会の開催。
- ② 会報（レーティングリスト及び対局記録）の発行。
- ③ 例会及び平日会開催日の通知。
- ④ その他、目的を達成するための活動。

(幹事会の構成)

第6条 この会には次の役員を置く。

- ① 会長 1名
- ② 事務局長 1名
- ③ 会計 1名
- ④ 幹事 若干名

以上の役員で、幹事会を構成する。

- ⑤ 会計監査 1名

会計監査は、幹事会の構成から除き、独自の裁量で監査を出来るようにする。

名簿は別表4参照。(兼任を可とするが、会計と会計監査は、兼任してはならない。)

(役員を選任)

第7条 会員は幹事と会計監査を選出する。幹事は幹事会を開催し、互選により担当役員を決める。役員は、総会出席者の過半数の承認を得て決定される。

幹事と会計監査の立候補者は、改選の2ヶ月前に会長に申し出る。

会長は、立候補の申し出があった場合は幹事会に諮り、必要なら総会に提案する。

(役員の仕事)

第8条 会長は、本会を代表し、会務の総括責任を負う。

事務局長は、会務の立案を行う。

会計は、予算案・決算書・会計簿の作製及び決算報告を行う。

幹事は、幹事会の構成員として、会務執行の補助を行う。

会計監査は、運営費等が目的に対して妥当で効率的に使用されているかを調査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は、2年とするが、再任は妨げない。補欠により就任したものは、前任者の残任期間とする。

(決定機関の種別)

第10条 本会の活動等の決定は、幹事会及び総会を開催し行う。

(会議の権能)

第11条 幹事会は、次の事項を決議する。

- ① 年間事業計画及び年間事業報告
- ② 年間収支予算及び年間収支決算報告
- ③ その他、本会の運営に関する事項

総会は、幹事会で決定された次の事項を承認決議する。

- ① 年間事業計画及び年間事業報告
- ② 年間収支予算及び年間収支決算報告
- ③ その他、本会の運営に関する事項

(決定機関の開催)

第12条

- ① 幹事会は、毎月1回開催し、必要に応じて臨時の開催をする。
- ② 総会は、毎年1回会計年度終了後2ヶ月以内に開催し、必要に応じて臨時の開催をする。
- ③ 幹事会及び総会は、会長が招集する。

(幹事会の議長及び議決)

第13条 幹事会の議長は、事務局長がこれにあたる。会議の議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数の場合は会長の決するところによる。

会長が欠席の場合は、第6条の順位に従い、代行する。

(総会の議長及び議決)

第14条 総会の議長は、会長がこれにあたる。会議の議事は、出席者の過半数の同意をもってこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

会長が欠席の場合は、第6条の順位に従い、代行する。

(緊急時の対応)

第15条 幹事会の開催が困難な緊急時の対応事項については、会長と事務局長の合意により処理する。直後の幹事会に報告した後、例会で報告する。

(会計年度)

第16条 本会の会計年度は、毎年1月1日に始まり、12月31日に終わる。会計の証憑は、会計監査後3年間分のみを保管する。3年間経過資料は、シュレッダー処分相当とする。

(会計監査)

第17条 会計監査は、会計年度末後2ヶ月以内に調査を終え、結果を定期総会に報告する。

(会則の変更)

第18条 この会則は、総会において出席者会員の4分3以上の同意を得なければ、変更する事が出来ない。

別表1、4は幹事会で変更できるが、速やかに会員に周知しなければならない。

別表2、3は総会において出席者会員の過半数の同意を得なければ変更することが出来ない。

(その他)

第19条 「と金ネットワーク」の会員として相応しくない行いをした会員は、幹事会の判断に

より除名することが出来る。

(付則)

この会則は、第1回総会で承認後に施行する。

改正の経歴

2016年3月12日	制定
2018年3月21日	改定
2018年4月8日	改定
2019年1月1日	改定
2020年1月11日	改定
2023年2月26日	改定

別表1 連絡先

token-info@office.nifty.jp

別表2 入会金等

項 目	金 額	基 準 等
入会金	1,000 円	初めて入会する場合。 (親子同時入会の場合割引あり)
再入会金	1,000 円	再入会する場合。
例会への参加費	1,000 円	例会毎に徴収する。 半日及び18歳未満は半額とする。
平日会への参加費	300 円	平日会毎に徴収する。

備品のレンタル料(1セット・1日当たり)

将棋盤、駒、駒台	150 円/日	普及用で左記3点をセット
対局時計	200 円/日	1 個
解説用大盤セット	200 円/日	1 セット
配送費(注1)	1,000 円	1 往復分(担当者に支給)
プロジェクター	250 円/日	

別表3 補助等

項 目	金 額	基 準 等
役員雑費補助	1,000 円	1年ごとの雑費相当(会計監査を含む)

別表4 役員名簿

会 長	後藤 充正	会の総括責任者
事務局長	田辺 清	会の立案運営
会 計	(兼)田辺 清	予算案、決算書、会計簿の作成及び月次報告
幹 事	羽鳥 房夫	平日会の運営及び会場の予約
幹 事	(兼)後藤 充正	例会の運営及び原稿(会報)の作成
幹 事	(兼)田辺 清	現預金及び商品券の管理
会計監査	比留川 照和	会計処理の妥当性を検査

注1、大会等に会員が参加する場合は、請求しない。

別表1、2、3 2016年3月12日の臨時総会で制定。

2018年3月21日 一部改定と別表4を追加。

2018年4月8日 一部改定。
2019年1月1日 一部改定。
2020年1月11日 一部改訂。
2021年1月6日 一部改訂。
2023年2月26日 一部改訂。